

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目次

| | | |
|--------|-------|---|
| 1. 東京圏 | | 1 |
| 2. 関西圏 | | 3 |
| 3. 新潟市 | | 4 |
| 4. 仙北市 | | 5 |
| 5. 仙台市 | | 6 |

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(11) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

（国家戦略特別区域法第20条の2に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業）

⑩ 社会福祉法人みわの会が、東京都立木場公園（東京都江東区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成30年4月設置】

⑪ 社会福祉法人風の森が、東京都立和田堀公園（東京都杉並区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成30年4月設置】

⑫ 足立区が、東京都立東綾瀬公園（東京都足立区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成30年8月設置】

(20) 名称：国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業

内容：粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構において、粒子線治療の普及及び日本製診療用粒子線照射装置の輸出促進のため、外国の医師、看護師又は診療放射線技師や、同行する放射線物理学の専門家等を受け入れ、粒子線治療に係る研修の期間を現行の1年から2年までとする。

【平成29年9月より実施】

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(2) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「東京開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等並びに外国人の在留資格認定証明書交付申請（以下、「法人設立等申請」という。）のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成27年4月1日に設置】

ワンストップセンターには、渋谷及び丸の内にサテライトセンターを設置する。【渋谷は平成 29 年 4 月 1 日、丸の内は平成 29 年 7 月 1 日に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び東京都
- ii) 設置場所：独立行政法人日本貿易振興機構本部 7 階（アーク森ビル：東京都港区赤坂 1-12-32）
渋谷サテライトセンター（渋谷区渋谷 2-22-8 名取ビル 306 号室）
丸の内サテライトセンター（千代田区丸の内 2-1-1 明治安田生命ビル低層棟 2 階）
- iii) ～ v) (略)

(3) 事項：テレワークの普及を促進するための「東京テレワーク推進センター」の設置
内容：テレワークの普及を促進することにより、企業における優秀な人材の確保及び生産性の向上を支援するため、企業及び労働者に対し、テレワーク導入に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「東京テレワーク推進センター」（以下「テレワークセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。また、事業実施に伴う必要な規制・制度改革についても、併せて検討する。【平成 29 年 7 月中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）及び東京都
- ii) 設置場所：東京都文京区後楽 2-3-28 K. I. S 飯田橋 6 階
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者、テレワーク相談員等を配置する。
- iv) 事業内容：テレワークセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・テレワークの体験機会の提供
 - ・テレワーク相談員による窓口相談等の対応
 - ・コンサルタントの派遣
 - ・職場意識改善助成金（テレワークコース等）の受付
 - ・テレワーク導入企業及びその志望者向けの就職面接会や企業説明会の実施 等

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

（国家戦略特別区域法第14条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業）

地方独立行政法人神戸市民病院機構が、世界初のiPS細胞を用いた臨床研究である網膜再生治療をはじめ、遺伝性網膜疾患への遺伝子治療や口腔粘膜を活用した角膜再生など、最先端の医療技術の実用化促進等を図るため、「神戸アイセンター（神戸市中央区）」内に眼科病院（新規病床30床）を開設する。

【平成29年度中の開業を目指す】

(11) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業）

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズに対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。

① 大阪市全域【平成28年6月を目途に実施】

（注）特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、大阪市又はこれに隣接する大阪府内の市町村とする。

② 兵庫県全域【平成29年7月を目途に実施】

新潟市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(9) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

(国家戦略特別区域法第13条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 新潟市の別図1の区域

【平成29年7月より実施予定】

仙北市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

（6）名称：国家戦略特別区域旅行業務取扱管理者確保事業

内容：旅行業法施行規則の特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

農家民宿を営む事業者等による、地域固有の資源を活かした「着地型旅行商品」の企画・提供を促進するため、仙北市において、地域の実情に即した旅行業務取扱管理者試験を実施する。【平成29年9月を目途に実施】

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(7) 名称：一般社団法人等への信用保証制度の適用 関連事業

内容：一般社団法人等への信用保証制度の適用

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

仙台市が、本年中に予算措置を講じ新たな制度融資を創設した上で、保健・福祉・医療、子供の健全育成、まちづくり、環境等の社会的課題を解決するために活動する一般社団法人及び一般財団法人が、宮城県信用保証協会の保証を得て、資金融通を受けることができるようにする。

【平成29年8月より実施】